

令和元年第11回教育委員会議事録

令和元年7月24日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和元年7月24日（水）午後2時00分～午後2時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出 隆安 委員 對馬 初音
委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子
委員 折井 麻美子

出席説明員 事務局長 田 中 哲 教育企画担当部長 白石 高士
教育人事企画課長
学校整備部長 中村 一郎 生涯学習担当部長 安藤 利貞
中央図書館長
庶務課長 都筑 公嗣 学務課長 村野 貴弘
特別支援教育課長
済美教育センター
(仮称)就学前教育 正富 富士夫 学校支援課長 市川 雅樹
支援センター
開設準備担当課長
学校整備課長 渡邊 秀則 学校整備 岡部 義雄
担当課長
生涯学習推進課長 本橋 宏己 済美教育センター 平崎 一美
所 長
済美教育センター 東口 孝正 済美教育センター 古林 香苗
統括指導主事
済美教育センター 教育相談担当課長 宮脇 隆 中央図書館次長 加藤 貴幸
副 参 事 倉島 恭一
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 小野 謙二

傍 聴 者 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第49号 杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第50号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第51号 杉並区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
- 議案第52号 令和元年度における「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の実施について
- 議案第53号 杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 令和元年度杉並区一般会計補正予算（第2号）

(報告事項)

- (1) 令和元年度学校基本調査速報について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

議案第49号	杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を 改正する規則	4
議案第50号	杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正 する規則	5
議案第51号	杉並区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について	6
議案第52号	令和元年度における「教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価」の実施について	6
議案第53号	杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条 例の一部を改正する条例	15
議案第54号	令和元年度杉並区一般会計補正予算（第2号）	17

報告事項

(1)	令和元年度学校基本調査速報について	9
(2)	学校運営協議会委員の任命について	14
(3)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	14

教育長 ただいまから令和元年第11回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案6件、報告事項3件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、議案第53号及び議案第54号につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴収案件として、区的意思形成過程上のものとなっております。従いまして、同法第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第53号及び議案第54号の審議につきましては非公開といたします。

それでははじめに、他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1議案第49号「杉並区立学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。それでは、ご説明をいたします。

前回の教育委員会定例会におきまして議決をいただいた、令和2年4月1日に新たに設置いたします「高円寺小学校」及び「高円寺中学校」の通学区域の指定等を行うものでございます。改正の内容でございますが、議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。

「別表(1)小学校」に規定してございます「杉並第四小学校」及び「杉並第八小学校」を削り、この表の最後に、新たに「高円寺小学校」を加え、現在の「杉並第四小学校」及び「杉並第八小学校」の通学区域を指定通学区域として定めてございます。また「別表(2)中学校」に規定してございます「高円寺中学校」を削り、「高南中学校」の通学区域を改め、この表の最後に新たに「高円寺中学校」を加え、「高円寺中学校」の指定通学区域を定めてございます。議案2枚目の裏面をご覧ください。附則第1項におきまして、施行期日を令和2年4月1日としてございます。また附則第2項では、令和2年3月31日時点において、高円

寺中学校及び高南中学校に在籍している1年及び2年の生徒について、経過措置を規定しております。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

庶務課長 それではただ今の説明につきまして、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。

教育長 前回の教育委員会で、資料を提示しながら説明を受けていますので、こういった形で規則を文面に落とすようになるというふうに理解しています。これによって例えば現状の通学の範囲を、大幅に変更を強いられる児童生徒とか、あるいはこれによって何かその他の不利益を被るような児童・生徒が新たに発生するというようなことはないという説明を受けておりますけれども、今回改めてお尋ねしますが、そういったことはあるのでしょうか。

学務課長 その辺は配慮して、特例を設けますし、また通学区域につきましても新たに変わりますので、その辺の安全対策につきましてもきちんとやっていく予定でございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは教育長議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案49号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので議案第49号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは続きまして、日程第2議案第50号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。それでは説明をさせていただきます。この規則は、「高円寺小学校」及び「高円寺中学校」による小中一貫教育校の名称を定めるほか、所要の規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付をいたしました「新旧対照表」をご覧ください。第22条第1項の表中において、「杉並区立高円寺小学校」と、「杉並区立高円寺中学校」は、「杉並区立小中一貫教育校高円寺学園」と称することを定めるほか、規定の整備を図るものでございます。議案の2枚目をご覧ください。施行期日でございますが、令和2年4月1日としてございます。以上で説明を終わります。議案の朗読

は省略をさせていただきます。

それではただ今の説明につきまして、ご意見ご質問ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第50号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第50号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは引き続きまして、日程第3議案第51号「杉並区いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を上程いたします。それでは説明をさせていただきます。

本議案は「杉並区いじめ問題対策委員会条例」に基づきまして、委員の任期満了に伴い、新たに「杉並区いじめ問題対策委員会委員」を委嘱するものであります。参考資料をご覧ください。任期は令和元年8月1日から令和3年7月31日までの2年間となります。それぞれの区分、氏名、役職等、住所について記載しております。今回新規の委嘱につきましては、表の2番目に記載しております、区分が「医療」、菅原誠委員でございます。前任の東出香委員と同じ東京都立中部総合精神保健福祉センターの所属で、副所長をお勤めになってございます。あとの4人の委員につきましては、再任となります。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

庶務課長 それではただ今のご説明につきましてご意見等ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議案の採決を、教育長、お願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第51号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第51号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは引き続きまして、日程第4議案第52号「令和元年度における『教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価』の実施について」を上程いたします。それでは説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、今年度も点検評価を実施してまいります。1の目的等のとおり、平成30年度分の教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行い、効果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果に関する報告書を区議会に提出するほか、教育委員会ホームページへの掲載等により公表することで、区民への説明責任を果たすものでございます。またこの結果を活用し、次期杉並区教育ビジョンの策定等につなげてまいります。

2の実施方法でございますが、まず1点目として今年度の主題として取り上げるのは、現ビジョンの今後の取組と、次期ビジョンの策定に向けた重要課題の一つである「学校と地域における生涯学習・社会教育が担う子どもの学び」とし、子どもの学びにとってどのような成果があったのかと、そういう教育行政が本来確認すべき成果の視点から評価を行ってまいります。ただかなり広範な事業が対象となるため、令和3年度の地域運営学校の全校設置以降を見据え、学びのまち杉並、生涯学習社会の実現を目指して、多様な大人が支える子どもの学びに関する事業を中心に評価を行っていきたいと考えてございます。

2点目ですが、平成30年度から取り入れた区分である学び、組織と人材、施設・設備、行財政、この4領域について、課題の今後の取組の方向性について明らかにしてまいりたいと考えます。

3点目といたしまして、点検・評価の客観性を確保するため、昨年と同様に2名の学識経験者の方々に意見をお聞きしてまいります。今回は生涯学習社会教育分野を主題とすることから、東京大学大学院教育学研究科の牧野篤教授には引き続きお願いをし、もうお一方、前年は国立教育政策研究所教育政策評価研究部の植田みどり統括研究官だったのですが、変更しまして生涯学習での研究分野または経験を踏まえた新たな人選で行っていきたいと考えてございます。

4点目ですが、対象事業以外の事業につきましては、昨年と同様に進捗状況等を網羅的かつ定量的な評価を行う事務事業評価に委ねてまいりたいと思います。

最後に今後のスケジュールですが、事務局内において、9月中を目途に点検評価表を作成したのち、学識経験者の意見をお聴きし、報告書案を作成してまいります。11月には報告書案を教育委員会にお諮りをして、

区議会のご報告、またはホームページでの公表というふうに進めてまいりたいと存じます。私からは以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それではただ今の説明につきましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

伊井委員 今回の生涯学習・社会教育の成果ということになると目に見えない部分の可視化だったり、数字にするのに難しい部分も大変あるかと思うのですが、先のことを考えますと、大変重要な課題なのかなと思います。そのあたりを大変ご苦労かと思いますが、ご配慮いただきながら、お願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

庶務課長 ありがとうございます。ご指摘いただいたとおり、非常にエビデンスとしてこのことをやるための準備等が、十分に整っていないということは承知をしております。ある意味、点検・評価をしながら、どういった指標の考え方なり、仕事を進めていくうえで日常的な評価の仕方、データの取り方、そういうこともしなければいけないという、次へつなげるための気づきといったことも点検であり、評価であるというふうに理解をします。さらに先の評価が充実するものになるように取り組んでまいりたいと思います。

久保田委員 昨年度から課題を絞って、4つの領域の視点で評価をしていくというのはとても良かったなというふうに思い出しています。それまでの多くの事業を網羅的に点検・評価していくというのは、まんべんなくはできるのですが、逆に読み取りにくいというか、課題や今後の取組等について、ぼやけたものがあったりしたと、そんな印象を持っておりますが、去年は学校ICTというところで、ずっとこれまでの杉並の取組について、しっかりと評価できたかなというふうに思っています。今回は生涯学習、社会教育ということで、意外と学校とのつながりを含めてですが、見えにくい部分もあつたり、あるいはこれまでの取組で今後どうしていくかという評価がないと、意外とわかりにくい部分もあるかなという気もしておりますので、この4領域の視点も含めて、これからの作業よろしくお願ひいたします。以上です。

庶務課長 ありがとうございます。ご指摘のとおり、もともと、非常に見えにくいところをどうやって明らかにするかというところが一つ大きな課題として、これから11月に向けて詰めていくところであるのと同時

に、先に答えがある訳ではないのですが、今の教育ビジョンにあるように、「まちが育てる学校」、「いいまちが学校を育てる」というまちとの関連性、今ここで学校の中で活躍をされている地域の多くの大人たちがどういうふうに地域に戻っていくのか、そういう経験をした子ども達がやがて育ってどうやって地域に戻っていくのか、そんな大きなところがビジョンに書かれていると理解をしていますので、この普遍的な考え方が次のビジョンにつながるように、今ある事業を点検してみたい、そんなように考えております。

教育長 恐らく、この点検・評価をすることによって、様々な学びの成果が地域社会の成熟に、どういうふうに還流しているのかということが見えてくると思うのですよ。たぶん予想することからは、まだ脆弱な状況があって、決して成果が十分に地域に還流しているとは言えないだろうと思います。だからこそ、そのところをしっかりと評価をして、今後具体的に学びの成果がまちづくりに生かされ、また、まちの教育力が子どもの学びに生かされるという循環が、制度的にも、実質的にも確立していくような、そしてその手ごたえを感じるような、行政政策というか、教育政策をどう展開していったらというところに結び付けていく必要がある。ただ、かなり不十分なところを指摘されるだろうと思うけれども、これは望むところで、我々がやってきたことが十分に機能して大きな成果が満たされているということよりは、むしろ問題点を指摘していただいて、今後の政策展開にどう生かしていくかというそんなふうに役立てていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

庶務課長 ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。それでは議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第52号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第52号につきましては、原案のとおり可決といたします。

引き続き報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「令和元年度学校基本調査速報について」学務課長からご説明申し上げます。

学務課長 「令和元年度学校基本調査速報」についてご報告させていただきます。こちらは統計法に基づく令和元年度学校基本調査について、杉並区立学校分の調査結果を速報としてまとめたものでございます。

調査の目的ですが、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにするためのものがございます。調査期日は令和元年5月1日現在でございます。調査対象は(3)に記載のとおりでございます。調査項目ですけれども、学校数、在学者数、教員数、卒業者数、進学者数、就職者数等となっております。2の杉並区立学校分の調査結果の概要に入る前に、参考資料の「平成30年度学校基本調査調査結果のポイント」をご覧くださいませでしょうか。こちらは文部科学省がまとめました昨年度の全国の調査結果ですが、幼稚園の園児数は裏面のグラフのとおり、減少傾向となっております。小学校の児童数も裏面のグラフのとおり減少傾向になっており、過去最低を更新してございます。中学校の生徒数も裏面のグラフのとおり減少傾向にあり、過去最低を更新している現状でございます。資料にお戻りいただいてよろしいでしょうか。

2の杉並区立学校分の調査結果の概要について、ご説明させていただきます。ホチキス留めした資料をご覧くださいませでしょうか。1ページ目が児童・生徒数の推移となっております。生徒数はほぼ横ばいで推移してございます。児童数につきましては、増加傾向が続いてございます。続きまして2ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは外国人児童・生徒数の推移でございます。生徒数はほぼ横ばいで推移していますが、児童数は増加傾向が続いてございます。続きまして3ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは帰国児童生徒数の推移でございます。生徒数はほぼ横ばいですが、児童数は増加傾向にございます。続きまして、4ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは中学卒業者の進路状況の推移でございます。進学者が95パーセントを超えており、大きな変動はございません。続きまして、5ページをご覧くださいませ。こちらは区立子供の園児数の推移でございます。園児数は平成28年度から減少傾向にございます。続きまして6ページをご覧くださいませ。こちらは不就学学齢児童・生徒の推移でございます。平成30年度に発達の遅れにより小学校就学猶予をしていた児童1名がいますが、こちらの児童につきましては、今年度1年生として就学してございます。最後の資料が5月1日現在の児童・生徒数、学級数一覧でございます。

資料をお戻りいただきまして、3の調査結果から見える主な課題としては、児童数は平成17年度から一貫して増加していることから学級数の増加による学校整備の必要性が高まってくること、また外国人児童の就学者数が増加傾向にあることから、外国人児童への指導の必要性が高まっていることが主な課題であると捉えてございます。私からは以上でございます。

庶務課長 それではただ今の説明につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願いをいたします。

久保田委員 杉並区においては、児童数も増えていて、実際に学校によっては教室も足りない状況でやっているというやりくりも、またその辺が大変だということも聞いておりますが、それはもう去年までも今も色々対策をとられております。もう1点、2ページ目にある外国人児童の増加、これもやっぱり併せて出てきているということで、その辺の対応も大変かなと思うところであります。実際この辺で日本語指導する担当の教職員等の体制、手当は現状ではどんな感じになっているのか、現状と課題等がありましたら教えていただければと思います。

済美教育センター所長 日本語指導の対応をする職員については3名の日本語指導員と、その他講師として対応、指導していただく方がいらっしゃいます。平成29年度は44人の子どもに指導して、30年度はだいたい31人でしたか。今年度に入ってもうすでに30人という派遣要請がきていますので、そこに今後どれだけ増えていくのか、それがまた予算の中で収まっていくのかというのはちょっと進捗によって変わってくるのですが、増加傾向にあって、派遣できるだけの人、それから予算というのが課題になってくると思います。あとはあくまでも子どもへの指導ですけれども、保護者が日本語を話せないという場合もありますので、そこは杉並国際交流協会の語学ボランティア、通訳の派遣というのと連携をしてサポートをしていくというようなことを考えてございます。

折井委員 講師の派遣要請が増えているということですがけれども、1件1人のお子さんにつき何回ぐらい指導をして、どのぐらいの頻度、時間、そのあたりのところを教えてくださいませんか。

済美教育センター所長 はじめに、40回まず指導、派遣をします。1回あたり2単位時間ですね。それでもまだ十分習得できないということであれば、補充指導として、20回分プラス指導ができるようにしております。

伊井委員 そうすると、40回ということはそれが足りなければ20回。次例えば学年が変わったりとかしても、その範囲は変わらないっていうことですか。

済美教育センター所長 また一つ学年が上がったらまた新たに派遣をしていただいて、指導していくということになります。

伊井委員 ありがとうございます。それと保護者の方にも先ほどそのような協会から派遣いただけるような方針を伺ったのですが、保護者の方々も日本の風土というか風習というか、PTA会をするにしても、それから子ども達に持たせる物にしても、身の回りの事に対して、色々な文化も違いますし、そのあたり馴染んでいただくのに様々な配慮が必要だなということを現場の方から聞いていますし、国際交流の集いとかあるじゃないですか。そういうときなんかにお話を伺うと、そういうこともあるようなので、でもやっぱり今後色々な労働力の面とか、色々な面でやっぱり、海外の方が増えていますけど、そういう意味でいい交流というか、子ども達にとって、日本人としての子ども達にとっても、そういう外国の子ども達を受け入れていくっていうことがどれだけこれからの、外国の子にとってもそうですけど、どれだけこれからの人との交流という意味の宝になるのかなというふうに思うので、本当に保護者の方々のご苦労もあると思うのですけれど、そのあたりを理解いただきながら、あと先生方も本当に大変だと思うのですね。そのあたりの先生達のフォローも含めまして、学校ごとに色々環境違うと思いますが、是非お願いできたらと思います。よろしく願いいたします。

済美教育センター所長 お話しがあった国際交流の集いというところが、保護者同士のネットワークづくりになっているのかなと思います。指導員の話を見ると、保護者同士がつながってお互いの困っているところはこうしたらいいよというようなことで広がっているという話を聞いています。今年も開催しますので、そういったところも保護者の方には伝えていきたいな思っています。

折井委員 伊井委員から学校との連携もというお話しがありましたけれども、そのあたりのところもう少し詳しくお伺いしたいのですが、講師の日本語指導と学校はなんらかの連携をしているのでしょうか。

済美教育センター所長 指導したらそれで完結ではなくて、管理職を通して、在籍しているクラスの担任に、指導内容ですとか、子どもの変容が

伝わるような体制を整えています。

折井委員 ありがとうございます。

對島委員 令和元年度で161人小学校にいる外国人の児童数ですが、学校によって偏りはあるのですか。平均して同じくらい3、4人であると思うのですが、どこも平均しているのか、どこかに多くいるということなのでしょうか。

学務課長 多少はありますけれども、基本的には万遍なくどこの学校にもいるような状況でございます。

對島委員 全体として25年と比べて倍増ぐらいしているということですね。今先生が派遣されていて、1人につき40回から60回ぐらいの指導があるというふうに伺ったのですけれども、それは倍増していることに対してこの指導を、回数を増やす人数を増やすということですか。他に何か違った方針を、例えば将来的には考えているというようなことはあるのでしょうか。

済美教育センター所長 日本語指導員としての講師ということで、日本語指導員が1人減になってしまいましたので、指導員の確保というところが1つ課題であります。指導員の確保というところは今後進めていく予定でございます。

教育長 当面の間、外国からの在住者が増える。当然子どもを一緒に連れてくる家族も多いでしょうから、今以上に増えていくことは容易に想像できるわけです。その中で、日本の学校に進学しない子もいるわけですから、わざわざ捕捉していくことはどうなのかと思うのですけれども、逆に言えば、こういった来住定着を目指していく外国人の子ども達の教育に対して、一定の責任を果たしていくというのは、これはまたまちをつくっていく上で大事なことです。学校教育の中で行うことは当然計画的に行うことはできるけれども、そういうところに関わってこない子どもたちの教育も、当然どこかできちっと受け止めていかなければならない。区長部局、区民生活部だとかそういうところと協働して、日本での不自由さや日本語を全く理解できずにいる在住外国人の子に対して、一層配慮していく必要はあるということを改めて感じます。

前にも言いましたけれども、杉並区の日本語の不自由な子ども達に対する教育が、在外教育施設から帰国してきた日本人の子ども達のための指導が主流になるような傾向も強かった時期があるわけだけれども、こ

れからは帰国した児童・生徒に対する教育は、もちろん必要なものは行っているかなければならないけれども、むしろこういった新たに定着していく外国の子ども達に対する教育を意図的・計画的に考えていく必要が、この数字の上昇ぶりを見ていると改めて思います。教育委員会だけではなく、区長部局ともどもこういった教育の充実は課題になっていくのではと思いますので、今後推移をしっかりと見ていきたいと思います。

庶務課長 ありがとうございます。それでは報告の1番はよろしいでしょうか。それでは1番は以上とさせていただきます。

それでは引き続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてご報告させていただきます。

今回は令和元年8月1日任命の方1名になります。学校等は表のとおりでございます。和田中学校の新城朋子氏、校長推薦による保護者枠になります。なお、同氏は保護者の会の役員になります。PTAがないので保護者の会の役員という形での推薦になってございます。私からは以上です。

庶務課長 それではただ今の説明つきましてご意見ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。それでは報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

それでは報告事項3番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは6月承認分の「教育委員会共催・後援名義使用承認について」ご報告をいたします。6月分の合計でございますが、全体で25件でございます。定例・新規の内訳は、定例が24件、新規が1件でございます。共催・後援の内訳は共催が7件、後援が18件となっております。新規の1件でございますが、7ページをご覧ください。中央図書館受付分でございます。新規で名義形態は後援でございます。団体名が「すぎなみPW+（ピー・ダブル・プラス）」、事業名が「セミの羽化観察会～セミのはかせになろう～」でございます。私からは以上です。

庶務課長 それではただ今の説明につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いをいたします。お願いいたします。

伊井委員 2ページの7番なのですが、定例で後援なのですが、「わ

ぐわぐ寺子屋プロジェクト」小千谷市内各所と書いてあり、期間も8月21日から1月13日、これ杉並区内で寺子屋をやるというのではなくて、小千谷でするっていうことですか。

生涯学習推進課長 小千谷の方に杉並区の児童が行って、色々体験型の事業を経験するということで、確か次世代育成基金を活用した事業になっているというふうに聞いてございます。

伊井委員 何回かやっている？

生涯学習推進課長 そうですね、もうすでに何回か事業を行ってございます。

伊井委員 わかりました、ありがとうございます。

庶務課長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようですので、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に、庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会の開催予定でございますが、8月14日水曜日から日程を変更させていただき、8月7日水曜日午後1時からとさせていただきます。なお、次回の委員会において、小学校、中学校及び特別支援教育の教科用図書採択に関する審議を予定してございます。よろしく願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

庶務課長 それでは改めまして、日程第5議案第53号「杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。それでは説明をさせていただきます。

子ども・子育て制度においては、区市町村の長が子どものための教育保育給付の対象となる施設等として確認した保育所等の保育料は、子ども・子育て支援法施行令で定める額を限度として、区市町村が定めることとされており、区では区立子供園に係る保育料は、杉並区立子供園条例で、その他の保育料は杉並区保育料等に関する条例で定めているところでございます。このたび、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されまして、幼稚園

等を利用する子ども及び保育所等を利用する3歳以上の子ども等に係る保護者について、政令で定める利用者負担額の上限額を0円とすることとされたところでございます。このことに伴いまして、3歳以上の子ども等の保育料を無料とする等の必要があるため、この条例案を改正するものでございます。なお、関連する2件の条例につきましては、条建てで改正することとしており、第1条で杉並区立子供園条例の一部を改正してございます。

それでは改正の内容につきましてご説明を申し上げます。議案を4枚おめくりいただきまして、資料1の新旧対照表をご覧ください。第1条による改正は杉並区子供園条例の一部を改正するものでございます。旧条例の第5条におきまして、子供園の保育料は、別表第2のとおりとするとの規定を改めまして、短時間保育及び長時間保育は0円と、一時保育は1時間当たり500円としてございます。保育料を0円とすることから第5条の2、要保護世帯等に係る保育料及び第5条の3、多子世帯に係る保育料の規定並びに保育料を定めておりました別表第2を削ってございます。

新旧対照表の5ページをご覧ください。第2条による改正は杉並区保育料等に関する条例の一部を改正するものでございます。この条例におきましては幼稚園等を利用する子ども並びに保育所を利用する3歳以上の子ども及び区民税非課税世帯に属する0歳児から2歳児までの保育料の額を0円とするほか、子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、用語等の規定の整備を行うものでございます。

最後に附則でございます。議案をはじめから4枚おめくりいただき、左側のページ、附則をご覧ください。施行期日は令和元年10月1日としております。附則第2項から第6項までの規定は、条例改正にあたっての経過措置を定めるほか、所要の規定の整備を図るものでございます。以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、お願いをいたします。よろしいでしょうか。それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第53号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第53号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは引き続きまして日程第6議案第54号「令和元年度杉並区一般会計補正予算（第2号）」を上程いたします。それでは説明をさせていただきます。

まず議案を2枚おめくりいただき、補正予算概要の1ページをご覧ください。事務事業名の欄に記載の3事業について、それぞれ備考欄に記載の理由により、補正を行うものでございます。

まず事務事業名の欄の1番目と2番目の記載の幼稚園等就園奨励及び私立幼稚園等教育支援について併せてご説明をいたします。こちらの2つの事業につきましては、私立幼稚園の利用者負担金について補助する国及び東京都の制度に加えまして、それに上乘せする区の補助制度でございしますが、これまで私立幼稚園の入園費、毎月の利用料等に対して、補助をしてきたものでございます。先程議案第53号においてもご説明したとおりでございますが、今般子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正され、本年10月より3歳から5歳までの幼稚園、保育所等の利用料が無償化されることとなりました。区はこれを機に予算事業を整理することとし、当該2つの事業につきましては、事務事業名の欄の3番目に記載の幼稚園等園児保護者負担軽減事業へと移行することといたしました。そのため1つ目に記載してございます幼稚園等就園奨励につきましては、10月以降の分、経費約2億4,379万1,000円をこの事務事業から減額するものでございます。このうち特定財源としては国からの補助金5,224万1,000円でございます。差し引き一般財源は1億9,155万円の減額となるものでございます。また同様に2つ目に記載の私立幼稚園等教育支援につきましては、10月以降分の経費2億1,907万7,000円をこの事業から減額するものでございます。このうち特定財源としては東京都からの補助金6,296万8,000円を減額し、差し引き一般財源は1億5,610万9,000円の減額となるものでございます。

次に事務事業名の欄の3番目に記載の幼稚園等園児保護者負担軽減についてご説明申し上げます。先ほどご説明いたしました2事業をこちらの事業に移行することにより、新たに予算を計上するものでございます。

主な内容の1つは国の補助制度の拡大に伴う経費でございます。これ

まで国の制度におきましては、一定の所得額以下の世帯に対し、所得額に応じて子ども1人当たり一月最大2万5,700円の補助を実施してまいりました。また多子世帯につきましては、世帯の所得額に関わらず、第2子以降一人当たり最大で2万5,700円の追加の補助を行ってきたものでございます。今後は世帯の所得に関わらず、子ども1人当たり一律2万5,700円を補助することとなりました。また多子世帯につきましても同様に所得額に関わらず、一律2万5,700円を補助することとなりましたので、10月分以降の8億4,250万円を計上しております。

2つ目は国の補助制度に上乗せする東京都の補助事業及び区独自の上乗せのための経費でございます。これまで東京都の制度におきましては、一定の所得額以下の世帯に対して所得額に応じた子ども一人当たり最大6,000円の補助を実施してまいりました。また多子世帯につきましては、第2子以降について一定の所得額以下の世帯に対し、補助を上乗せして実施してまいりました。東京都の制度のおきましても、今後は全ての世帯に対して補助を行うほか、低所得世帯や多子世帯への上乗せを継続いたします。また区におきましてはこれまでも国及び東京都の補助に上乗せをする形で補助を実施してまいりましたが、今後も同様に上乗せを行うこととし、10月以降につきましては、国及び東京都の制度並びに区内私立幼稚園の利用実態等を踏まえまして、国及び東京都の補助の合計額2万7,500円に、区独自に2,600円を上乗せすることにより、世帯の所得に関わらず、全ての世帯に対して区内の私立幼稚園の利用料平均額に当たる3万100円を支給することとしたほか、現行の補助額、上限額を踏まえて、低所得世帯や多子世帯の区独自の上乗せを継続いたします。これら東京都及び区の上乗せを合計いたしまして、10月以降の分として約1億6,300万円を計上するものでございます。

このほか、この事務事業には、保育の必要性の認定を受けた子どもが預かり保育を利用した場合の保育料の一部を給付するための経費や、低所得世帯及び多子世帯に対しておかずやおやつに相当する副食費についてその一部を給付するための経費を計上しております。

この事務事業の経費合計につきましては資料のとおり、11億1,394万9,000円でございます。このうち特定財源として国及び東京都からの支出金が、合計で7億7,620万6,000円となっており、差し引き一般財源は3億3,774万3,000円となっております。

それでは議案を1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。今回の補正を行う3事業の補正合計額は6億5,108万1,000円の増額でございます。補正後の教育費の総額は206億2,341万円となっております。このうち国及び東京都からの支出金は6億6,099万7,000円の増額となっており、差し引き一般財源につきましては991万6,000円の減額となっております。以上で補正予算の説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただ今の説明につきましてご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それではないようですので、教育長議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第54号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第54号につきましては、原案のとおり可決といたします。以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。